

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成29年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係税目の細目等について所要の規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

- (1) 地方消費税の清算基準について、平成26年商業統計へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売を小売年間販売額から除外する。
- (2) 不動産特定共同事業法に規定する小規模不動産特定共同事業者、小規模特例事業者、特例事業者及び特定適格特例投資家限定事業者が不動産特定共同事業契約により取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用を受ける適格特例投資家限定事業者及びその対象となる家屋の細目を定める。
- (3) 環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の税率の軽減等の特例措置について、対象となる自動車及び軽自動車の細目を定める。
- (4) 居住用超高層建築物に係る固定資産税について、人の居住の用に供する専有部分にあっては区分所有者ごとの税額を算定する際に用いる按分割合を実際の取引価格の傾向を踏まえて補正する方法の細目を定める。
- (5) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得した機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、新たにその対象とされた工具、器具及び備品並びに建物附属設備の細目を定める。

3 施行期日

原則として平成29年4月1日から施行する。